

令和6年4月運営基準改正に伴う居宅サービス計画のサービス提供割合等の説明の取扱いについて

令和6年4月の運営基準の改正において、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の提供の開始に際して前6月間の同一事業者によるサービス提供割合等について利用者又はその家族に対して説明を行うことが、これまで義務とされていた取扱いから努力義務に緩和されました。

また、当該サービス提供割合等の説明を行っていないことが運営基準減算の対象となる取扱いも、今回の改正に伴い、運営基準減算の対象ではなくなりました。

各事業所においては、今回の改正に伴う関係規程等をご確認の上、努力義務となった後においても、基準に適合するよう、利用者等に対し適切な説明を行うように努めてください。

記

1 令和6年4月運営基準改正後のサービス提供割合等の説明の取扱い

※令和6年3月15日付けの関係通知の別紙12「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の一部改正」（介護保険最新情報 Vol.1213）より抜粋（内容及び手続の説明及び同意）

（前略）指定居宅介護支援の提供にあたっては、（中略）前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下（中略）「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合（※下記枠内の1）、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）（※下記枠内の2及び3）等につき十分説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。（後略）

2 具体的な割合説明内容の例（参考：介護保険最新情報 vol.952（問111））

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの利用割合			
訪問介護	●%	通所介護	●%
地域密着型通所介護	●%	福祉用具貸与	●%
2. 【事業者ごとの割合】前6か月間に作成したケアプランに位置付けたサービスごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）			
	第1位	第2位	第3位
訪問介護	株式会社A ●%	社会福祉法人B ●%	株式会社B ●%
通所介護	社会福祉法人C ●%	株式会社C ●%	株式会社D ●%
地域密着型通所介護	株式会社C ●%	株式会社E ●%	株式会社A ●%
福祉用具貸与	株式会社F ●%	株式会社G ●%	株式会社H ●%
3. 【事業所ごとの割合】上記2.で第1位となった事業者が運営する事業所であって、ケアプランに位置付けたサービスごとの回数の中に同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）			
	第1位	第2位	第3位
訪問介護	a1事業所 ●%	a2事業所 ●%	a3事業所 ●%
通所介護	c5事業所 ●%	c1事業所 ●%	c3事業所 ●%
地域密着型通所介護	c2事業所 ●%	c4事業所 ●%	c1事業所 ●%
福祉用具貸与	f1事業所 ●%	f2事業所 ●%	f4事業所 ●%

### 3 割合の算出方法についての補足

#### (1) 居宅サービス計画の数え方（前記2の枠内の1.の取扱い）

##### ①事業所で作成した居宅サービス計画すべてを対象とすること。

なお、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）より支援が困難な事例として紹介を受けたもの、地域ケア会議等より支援内容について意見・助言を受けているもの、世田谷区以外の被保険者分を含むこと。

※当該月の契約者数と同数となる。

##### ②介護予防サービス計画は対象外とすること。

#### (2) サービス種別ごとの提供回数の割合

##### ①事業者ごとの割合（前記2の枠内の2.の取扱い）

事業者別に、事業所ごとのサービス提供回数（※）を数え、サービス種別ごとに総提供回数に占める各事業者による提供回数の割合を算出し、割合の多い上位3位までの事業者名とその提供回数の割合を記載すること。各居宅サービス計画において、同じサービス種別の事業所を運営する複数の事業者を位置付けている場合も、事業者別に数えること。

※同一事業所が同一利用者に複数回提供しても、カウントは「1」とすること。

例：（訪問介護の場合）

居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護の提供回数 60 回のうち、A社の運営する訪問介護事業所 a 1 が 30 回、同A社の訪問介護事業所 a 2 が 10 回、B社の運営する訪問介護事業所 b 1 が 10 回である場合、A社による提供回数を 40 回、B社による提供回数を 20 回と数える。

##### ②事業所ごとの割合（前記2の枠内の3.の取扱い）

上記①により算出したサービス種別ごとの割合が最も多い事業者（第1位の事業者）が運営する事業所について、サービス種別ごとに割合の多い上位3事業所まで、事業所名とその提供回数の割合を記載すること。なお、第1位の事業者が運営する事業所が1～2事業所のみの場合、その1～2事業所のみについて記載すること。

### 4 割合説明の時期等

(1) サービス提供割合等の説明については、指定居宅介護支援の提供開始前（契約締結前）の重要事項の説明等の際に行うように努めること。説明方法については、重要事項説明書等を活用することでも差し支えない。

(2) 半年ごとに全利用者に対してサービス提供割合等の説明をあらためて行う必要はないが、利用者又はその家族に求められた場合は、説明を行うように努めること。

### 5 旧通知の取扱いについて

本通知の発出に伴い、旧通知である「令和3年4月の運営基準の改正に係る注意事項について」（令和3年6月10日付）については廃止しました。

#### 【本件担当】

世田谷区高齢福祉部介護保険課

事業者指定・指導担当

電話番号 03-5432-2294

【根拠規定（新旧対照表）】

◎「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）

新（令和 6 年 4 月改正後）	旧
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p><b>第 4 条</b></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第 1 条の 2 に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、（後略）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p><b>第 4 条</b></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 1 条の 2 に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、（後略）</p>

※運営基準減算の対象となるのは、上記第 4 条については第 2 項のみであるため、改正後の第 3 項（新設）以降については運営基準減算の対象外である。（下記「厚生労働大臣が定める基準」を参照。）

◎厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）

新（令和 6 年 4 月改正後）	旧
<p>八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準</p> <p><u>指定居宅介護支援等基準</u>第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。</p>	<p>八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準</p> <p><u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</u>第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。</p>

（次ページへ続く）

◎「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成11年7月29日老企第22号)

新（令和6年4月改正後）	旧
<p>第2の3の(2) 内容及び手続きの説明及び同意            ・ ・ （前略） ・ ・</p> <p>また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、<u>居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに</u>、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行う<u>ことや</u>、それを理解したことについて利用申込者から署名を<u>得ることが望ましい</u>。</p> <p><u>さらに</u>、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を<u>行い、理解を得るよう努めなければならない</u>。</p> <p><u>この</u>前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。</p> <p>① 前期（3月1日から8月末日）            ② 後期（9月1日から2月末日）</p> <p>なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。</p> <p>・ ・ （後略） ・ ・</p>	<p>第2の3の(2) 内容及び手続きの説明及び同意            ・ ・ （前略） ・ ・</p> <p>また、指定居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第1条の2の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること<u>や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること</u>等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行う<u>とともに</u>、それを理解したことについて<u>必ず</u>利用申込者から署名を<u>得なければならない</u>。</p> <p><u>また</u>、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(2)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を<u>行わなければならない</u>。</p> <p><u>なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。</u></p> <p><u>また</u>、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。</p> <p>① 前期（3月1日から8月末日）            ② 後期（9月1日から2月末日）</p> <p>なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。</p> <p>・ ・ （後略） ・ ・</p>

◎「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（vol.3）（令和3年3月26日）の送付について」

（介護保険最新情報 vol.952） 問111

（※本通知では省略）